

京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会専門部会規程

第1条 京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会規約第8条により、次の専門部会をおく。
宇治茶部会 北山丸太部会 和牛部会 京野菜流通部会 経営者部会

第2条 各専門部会には、それぞれ部会長をおき、部会長が専門部会を統轄する。

第3条 部会長は専門部会の活動会員の中から互選する。

第4条 各専門部会の構成員は次のとおりとする。

宇治茶部会の構成員は、輸出に取り組む意向があり、茶の生産、流通及び販売に関わる団体及び企業、並びに京都府農林水産部農産課

北山丸太部会の構成員は、輸出に取り組む意向があり、北山丸太の生産、流通及び販売に関わる団体及び企業、並びに京都府農林水産部林業振興課

和牛部会の構成員は、「Kyoto Beef 雅」の輸出に取り組む意向があり、京都府により「京のこだわり畜産物生産農場」に登録された肥育農場（登録が確実な農場を含む）、本社が京都府内にある食肉事業者、京都府内の農業協同組合・農業協同組合連合会及びこれらの者が構成員となる団体、並びに京都府農林水産部畜産課

京野菜流通部会の構成員は、市場機能を活用した京野菜の輸出に取り組む意向がある京野菜の生産者組織、京野菜の生産、流通及び販売に関わる団体及び企業、市場流通関係者、並びに京都府農林水産部流通・ブランド戦略課

経営者部会の構成員は、他の部会には属さない団体及び個人等で、輸出に取り組む意向があり、農林水産物・加工品の生産、流通及び販売に関わる事業経営者、並びに商工労働観光部経済交流課

第5条 各専門部会は、協議会規約第3条に掲げる事業について、具体的に活動を行うとともに、必要に応じて各専門部会が連携し、共通する事業を推進することとする。

第6条 専門部会は、原則として協議会総会までに協議会事務局あて活動報告書を提出する。

第7条 協議会以外から収入を得る専門部会は、協議会経理規程に準じて適正な経理事務を行うとともに、協議会総会において、事業計画、予算及び決算の報告を行う。なお、各専門部会の会計及び年度会計は、協議会規約第11条及び第12条に準じる。

第8条 この規程に定めるもののほか、各専門部会の運営に関して必要な事項は、各専門部会において別に定める。

附 則

この規程は、平成27年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月11日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年7月20日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年6月17日から施行する。